

20,近江八幡商工会議所施設使用規定

- 第1条 近江八幡商工会議所（以下商工会議所という。）の施設並びに設備等は商工会議所本来の事業に支障がない限りこれを会員または会員外の者にその使用を許可することができる。
- 第2条 商工会議所の施設、設備等を使用しようとする者は、あらかじめホームページより申し込みをして許可を受けなければならない。
- 第3条 公益を害し、または施設、設備等を破損するおそれがある場合、若しくは商工会議所法第1章総則第4条及び第2章通則第6条に基づき、政治目的や商工会議所運営に支障が発生する可能性のある場合はその使用を許可しない。
申込申請者と内容が、当日使用者や使用内容と異なる場合使用は認めない。
また、後日申込内容等に相違が判明した場合、その使用許可を取消すことが出来る。
- 第4条 使用者は別表に定める使用料を当日若しくは請求日から1ヶ月以内に納めなければならない。
- 第5条 使用中万一、建物、附属物若しくは備品等を破損し、または滅失したときはそれが何びとの行為であるかを問わず使用者においてその損害を賠償しなければならない。
- 第6条 使用者は施設、設備等の許可を受けた目的以外に使用し、または他人にその権利を譲渡してはならない。
- 第7条 使用上必要な準備等は総て使用者において行うものとし、また備え付け以外の器物等を搬入し使用しようとするときはあらかじめ商工会議所の許可を受けなければならない。
- 第8条 使用者は次の各項を守らなければならない。
（1）会場で粗暴な挙動をとらない。
（2）建物、附属物、備品等に釘を打ち、または紙類をのり付けしないこと。
（3）食事を伴う場合はあらかじめ商工会議所の許可を受けること。
（4）灰皿の備え付けていない場所で喫煙しないこと。
- 第9条 使用者がその使用を終ったときは直ちに会場を原状に復し総務課職員に届出て返還しなければならない。
- 第10条 本規定に定めていない事項または特に使用料の減免を適当と認めるもの等の取扱いについては別に協議して定める。
- 第11条 本商工会議所に設置する中小企業相談所が、各種の事業を行う場合に施設、設備等を使用する場合は、基本料金の2分の1の料金を使用料として納付するものとする。
- 第12条 物品販売を行うための申込には、その使用を許可しない。
- 第13条 会館内での事故に、商工会議所は一切責任を負わない。
- 第14条 土・日・祝日の貸館は当所会員に限る。
- 第15条 年末年始・お盆及び3日以上連続する休日は休館日とし、貸館を行わない。また、夜間は貸館をしないが、商工会議所のテナント及び商工会議所に事務局を置く団体に

については、この限りでない。

第16条 備品の貸出料金については、別表1「備品貸出料金表」のとおりで徴収する。

第17条 土・日・祝日の貸館予約受付は使用日の前月10日までとする。

第18条 次年度の予約については前年度の3月1日から受付開始とする。

(附則) 本規定は昭和43年11月26日から施行する。(平成2年4月1日改正)

本規定は平成26年4月1日から施行する。(使用料の改正)

本規定は平成28年4月1日より改正する。

本規定は平成28年12月1日より改正する。

本規定は令和2年2月5日より改正する。(備品貸出料の追記)

本規定は令和4年6月13日より改正する。(使用料の改正)

本規定は令和5年12月8日より改正する。(第2条、第4条、第14条、第15条の改正)

本規定は令和6年3月12日より改正する。(第17条、第18条 追加)